

半島振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十七年三月三十一日

参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、半島地域における安全で安心な住民の生活を確保し、定住の促進を図る観点から、産業振興や企業活動に関わる対策だけでなく、半島地域における住民の生活の質の向上を図るため、医療、介護、教育、交通、通信、エネルギー、郵便、金融等、ユニバーサルサービス提供の実態を調査・分析し、その上で、ユニバーサルサービスを確保するために必要な具体的な措置の実現を図るよう努めるべきである。

右決議する。